

中野区における再犯防止推進計画の策定について

1 計画策定の背景

我が国の刑法犯認知件数は、平成15年以降年々減少してきているが、一方で検挙者に占める再犯者の割合(再犯者率)は増大傾向を示し、おおよそ5割を占めるまでに至っている。

このような現状を踏まえ、国会においては平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)が全会一致で成立し、翌年12月には国としての再犯防止推進計画を閣議決定したところである。

再犯防止推進法では、地方公共団体にも再犯防止に関する施策の実施責任があるものとし、また、地方再犯防止推進計画の策定に関する努力義務を課している。こうした経過のもと、本年7月、東京都再犯防止推進計画が策定された。

中野区においては、これまでも支援を必要とする人を孤立させない見守り・支えあいの地域づくりを進めてきている。今後、区民の安全安心の暮らしをさらに進展させていくためには、各種支援サービスの充実や犯罪そのものの発生防止の取組の強化が必要であり、区としても再犯防止推進に係る計画を策定することとしたところである。

2 計画の位置付けと目的

再犯防止推進法第8条1項に基づく地方再犯防止推進計画として、国の再犯防止推進計画及び東京都再犯防止推進計画を勘案し、中野区における取組を明らかにする。

3 計画に盛り込む主な事項

(1) 重点課題

国及び東京都の再犯防止推進計画における重点課題は以下のとおり。これらを踏まえ、区としての重点課題を設定する。

国	東京都
就労・住居の確保等	就労・住居の確保等
保健医療・福祉サービスの利用の促進等	保健医療・福祉サービスの利用の促進等
学校等と連携した修学支援の実施等	非行の防止・学校と連携した修学支援等
犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
地方公共団体との連携強化等	
関係機関の人的・物的体制の整備等	再犯防止のための連携体制の整備等

(2) 取組の方向性と目標

重点課題ごとの主な取組の目標と方向性を明らかにする。

(3) 推進体制の確保

区をはじめとする関係機関の中で再犯防止推進に関する認識を共有するとともに、関係機関や地域団体との連携強化による再犯防止の推進体制を整える。

(4) 計画期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とし、区を取り巻く地域社会の状況変化等に応じて改定する。

4 検討の体制

庁内に関係部長会及び課長会を設置し、全庁的な検討体制を構築するとともに、関係機関及び関係団体との情報交換等を行い、現状や課題を共有しつつ策定を進める。

5 今後の予定

令和元年11月下旬	計画素案策定
令和2年 1月	意見交換会実施
2月	計画案策定
3月	パブリック・コメント手続きの実施
5月	計画策定